破産手続廃止

平成２３年（フ）第７０９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目32番地　ハイムあかしや205号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目129番地　ハルコート202号
破産者　鶴野みゆき（旧姓出口）
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６０号
富山県高岡市本町２―11　大井ビル２Ｆ201号
破産者　被相続人亡木本誠一相続財産
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２９５７号
愛知県稲沢市平和町塩川607番地
破産者　宇佐見木工株式会社
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９８号
福岡市中央区赤坂１丁目２番７号
破産者　有限会社マリーロータス
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２７号
福岡県春日市下白水南１丁目３番地
破産者　有限会社トマト
１　決定年月日　平成24年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４６１号
北海道石狩市八幡４丁目166番地46、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区北25条東18丁目３番７号
破産者　有限会社三信商工
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８７号
栃木県鹿沼市栃窪1263番地37
破産者　株式会社イシバシ
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８８号
栃木県日光市平ヶ崎834番地25
破産者　石橋　　聡
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１８号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2153番地８
破産者　栃木通運株式会社
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１９号
栃木県日光市板橋1883番地56、前住所栃木県日光市文挟町67番地17
破産者　町田　和美（旧姓石原）
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４６号
栃木県下都賀郡壬生町壬生丁135―23、住民票上の住所栃木県下野市石橋1564番地　グリーン栄ハウス２―103号
破産者　堀　冨貴子
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４７号
栃木県下野市石橋1564番地　グリーン栄ハウス２―103号、前住所栃木県下野市石橋711番地５
破産者　堀　みね子
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
栃木県芳賀郡市貝町大字文谷448番地、前住所栃木県宇都宮市氷室町1041番地105
破産者　関澤　　博
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４６号
栃木県足利市鹿島町327番地の１
破産者　株式会社山永製作所
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７４号
栃木県足利市小俣町2239―12、商業登記簿上の本店所在地栃木県足利市小俣南町41番地４
破産者　山川ゴム工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５５４号
埼玉県草加市青柳６丁目11番40号
破産者　有限会社ダックテール
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０５号
東京都荒川区荒川５丁目48番９号
破産者　ウエデン縫製有限会社
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４２４号
大阪市淀川区木川東４丁目６番３―206号
破産者　サンテックス株式会社
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２５号
大阪市淀川区木川東４丁目６番３―106号
破産者　シーテックス株式会社
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０号
岡山市南区浦安本町90番地の１
破産者　有限会社坂本工業
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７３号
岡山市北区鹿田本町３番２号　鹿田本町プレール102号、旧住所岡山県倉敷市玉島柏島7087番地17
破産者　佐々木一男
１　決定年月日　平成24年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部